

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは繰下発行）

香川県報



号外

平成16年

11月4日(木曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

告示

○被災者生活再建支援法の対象となる自然災害（二件） （健康福祉総務課） 一

告示

●香川県告示第七百三十五号の二

平成十六年八月三十日に坂出市及び観音寺市の区域内において発生した台風十六号による災害を、被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）の対象となる自然災害とする。

平成十六年十一月四日

香川県知事 真鍋 武紀

●香川県告示第七百三十五号の三

平成十六年十月二十日に高松市、坂出市、さぬき市、東かがわ市、木田郡三木町、綾歌郡綾上町、同郡綾南町、同郡国分寺町及び同郡飯山町の区域内において発生した台風二十三号による災害を、被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）の対象となる自然災害とする。

平成十六年十一月四日

香川県知事 真鍋 武紀

平成十六年十一月四日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています